労働関係調整法第37条第1項の規定の規定に基づき、神奈川県立病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が、令和4年11月11日にありましたので、労働関係調整法施行令第10条の4第4項の規定に基づき公表します。

令和4年11月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 事件

賃金、労働条件の確保及び向上

2 日時

令和4年11月22日以降問題解決に至るまでの間

3 場所

場所	所在地
足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866-1
こども医療センター	横浜市南区六ツ川 2 -138- 4
精神医療センター	横浜市港南区芹が谷2-5-1
がんセンター	横浜市旭区中尾2-3-2
循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東6-16-1

4 争議行為の概要

各病院の日勤者を中心に1時間のストライキその他の争議行為を行う。患者さん対応は夜 勤勤務者及び保安員で行う。